

令和3年度（公社）全日本トラック協会準中型免許取得助成事業に係る 助成金の申請方法等について

令和3年3月24日

（公社）広島県トラック協会

1. 目 的

（公社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）において「準中型免許取得助成事業」が創設されたのを受け、助成金の申請方法等について定める。

2. 予算額（全ト協予算総額）

100,000千円

3. 助成対象となる事業者

（公社）広島県トラック協会（以下「広ト協」という。）の会員事業者のうち、準中型免許を取得した従業員が次の要件を満たしているもの

- ① 採用年月日が令和2年4月1日以降であること
- ② 生年月日が平成元年6月2日以降であること
- ③ 令和2年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること
- ④ 助成金申請時に当該事業所に在籍し、運転者として従事していること

4. 助成額

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 準中型免許の取得 | 40,000円を上限 |
| (2) 5トン限定準中型免許の限定解除 | 25,000円を上限 |

※1事業者あたり、20万円を上限とする。

※広ト協と全ト協の助成額の合計が免許取得費用を上回る場合は、全ト協の交付額を減額とする。

5. 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月末日

なお、助成は先着順とし、全ト協予算総額に達した場合はその時点までとする。

6. 申請方法

助成を受けようとする会員事業者は、別紙様式「令和3年度全ト協準中型免許助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、関係書類を添付して次により協会支部に提出する。

7. 助成金の交付

申請が適正で助成対象と認めるときは助成金を交付する。
広ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

8. 助成金の返還

広ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

なお、前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

9. その他

手続き等の詳細は全ト協「準中型免許取得助成金交付要綱」等に定めるところによる。